

上水道告示第14号

長浜水道企業団職員退職手当規程（平成25年上水道告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団職員退職手当規程（平成25年上水道告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「）および同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（引き続き在職した期間が1年未満であるものを除く。）（」を削り、同項に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例若しくはこれに基づく規則により、勤務しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（長浜水道企業団の休日定める条例（平成2年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第16条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員と見なして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条第2項中「該当する障害」を「該当する程度の障害」に改める。

第11条を次のように改める。

（勤続期間の計算の特例）

第11条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 そのものの同項に規定する勤務した月が引き続いて12か月

を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12か月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12か月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第12条中「前条」を「第2条第2項」に改め、同項に次の1項を加える。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第16条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則もしくは企業長が定める規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する規程第2条第2項および第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。